

## 発議第 3号 井原市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

### 賛成の討論

#### 16番 鳥越 孝太郎 議員

「発議第3号に対する討論を行います。私はこの発議第3号は賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。まず、理由についてでございますが、議員定数については、議会活性化特別委員会で十分審議いたしました。この度定数を20とする発議が提案されました。私は議会活性化特別委員長であります。委員長という立場ではなく、一議員として私見を述べさせていただきます。そもそも議員定数は、地方自治法で人口に応じた上限を規定してはおりますが、現在は撤廃されております。しかし、地方自治法が人口をベースに定数の上限を規定していることから考えても、人口という要素を一つの基準とする事は原点であるというふうに思います。本市の人口は残念ながら減少し続けております。したがって、現行の22人を維持するという事はできないというふうに考えます。井原市の人口規模、面積、また笠岡市など近隣自治体との比較、さらに井原市の行財政改革に対して議会側から率先して貢献する姿勢、そして今年5月に開催した市民の声を聴く会でのご意見を参考に総合的に考えました。私は2名削減し、議員定数20の少数精鋭で議会基本条例の目的である真に開かれた議会を目指し、議会改革を進めることで市民のご理解を得なければならない、このように考えます。また、2名削減することにより、年間約1,200万円の財政効果があります。こうして生み出された財源を将来を担う子供たちの教育に使うべきだと思います。先日の決算委員会でも議論いたしました。興譲館高校の運営が県の補助金大幅カットにより大変厳しい。こうした学校維持、存続のために有効に活用されることを希望し賛成討論といたします。以上です。」

#### 4番 簀戸 利昭 議員

「発議第3号に賛成の立場で討論いたします。発議第3号は次回選挙から条例に定める議員定数を22名から20名に改正するものです。発議者が述べられましたように、今年5月に市内13地区で開催された市民の声を聴く会において、定数を減らすべきとの厳しい意見が多く寄せられました。また、経済情勢も厳しいときです。議員みずからも身を切るべきだと思います。これらのことから、条例の議員定数22名から20名に変更する発議第3号に賛成いたします。」

#### 14番 森 下 金 三 議員

「発議第3号の井原市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。この条例案は突如として出されました。全員協議会の場で22名の議員全員、現状維持でいくと確認をし、決定をして市民の声を聴く会においても説明をした経緯があるにもかかわらず、議長経験ともある方がいとも簡単に発議として提出されたことは、甚だ遺憾な行為であります。せめて提出する前に全員協議会に諮り、了解を得るのが筋であると考えます。このような行為をすることこそ、市民の信頼を損なうものであります。また議員間にも不信感がわき、この行為の裏には何かあるのではないのかと感じるのは私一人でしょうか。また、有権者の中にも私と同じ考えの人もおります。この発議案の提出の仕方については、決して褒められたものではありません。もう一度全員協議会の場に差し戻して議論することも考えられるが、しかし、この定数の削減については市民も深く関心を持っておられます。早いか遅いか、到底避けられない問題であります。賛成の理由といたしまして、昨今の世論や人口減などを考えるといたし方ないと思います。そして厳しい経済状況の中、2名減による経費削減、したがって、この条例改正には賛成をいたします。以上です。」

#### 反対の討論

##### 8番 大 鳴 二 郎 議員

「私はこの発議第3号は反対の立場で討論さしてもらいます。定数においては先ほどから議論ありますように、議会活性化特別委員会で再三協議、また議論してまいりました。また、岡山県内の市の状況、また議員一人当たりの人口、面積などなど検討し、また参考にして慎重に議論し、取り扱いは現状維持で決定いたしました。また、そのことを全員協議会でも諮り、全員協議会でも22人の議員は賛成しました。ということを含めて議会活性化特別委員会、また全員協議会は何のためにあるんですか。私はそこら辺が納得いきません。という意味で反対をいたします。」

##### 20番 森 本 典 夫 議員

「質疑の中でも22人で決めた内容について正確にお答えいただきました。それがその段階での22人の総意であります。その後いろいろるる論議がされましたけれども、私はこの発議第3号は反対の立場で次の一点だけを強調して反対討論といたします。それは議員定数を含む選挙制度は民主主義の根幹にかかわる問題です。議員定数は少なければ少ないほど

いいという単純なものではなく、市民の多様な意見が反映されることが大切であります。議員定数を削減することは市議会を通じて市政に反映させる民意そのものを削減することになります。したがって、議員定数削減ということの発議に反対いたします。以上です。」

## 認定第1号 平成23年度井原市一般会計歳入歳出決算について

### 賛成の討論

7番 三輪 順治 議員

「認定第1号平成23年度井原市一般会計歳入歳出決算につきまして、次の条件を付して賛成討論といたします。全体的には賛成討論であります。すなわち、歳出15款総務費のうち地域振興費第8節報償費にかかわり、市の職員からなる井原市パートナーシップ推進員に対し、昨年度謝金として78万円が支出されております。予算決算委員会で配付されました井原市パートナーシップ推進員派遣事業実施要領によると、第2条に各学区に2名ずつ配置すること、また、市長が任命を行うことが明記されておるとともに、第7条として職務が挙げられております。本業務と職務としては具体的には申しませんが、3点職務として明確に位置づけられております。このことは取りも直さず、任命された26名のパートナーシップ推進員の業務は予算決算委員会において理事者の方がご説明なさいましたボランティアとしての業務ではなく、公務または当然の市の業務として考えるのが自然であります。特に協働のまちづくりの推進ということを第一義的に考えていらっしゃる市とすればおのずと自然なことでございます。そうなると地方公務員法第24条第4項により、給与と重複してこれを受け取るということは公務員の給与の性格上、その支給の本質から見て適当ではないと考えられます。よってパートナーシップ推進員の労働の対価としては報償費として支出するのではなく当該職員の業務が時間外勤務時間の場合を除き、例えば土日等勤務時間の場合は時間外手当として支給するのが当然自然であります。以上の観点からパートナーシップ推進員に対する対価として現行の実施要領に基づく月額5,000円の報償金、この支給は法的に大いに疑問があります。よって市におかれては、さらなる法的検討を加え早急にしかるべき対応をお願いしたい。以上条件を付して賛成といたします。」

陳情第2号 モーターボート競走の場外舟券売場の設置に関するお願い

陳情第3号 『競艇の場外発売場設置反対』を求める陳情書

陳情第2号の採択の討論

22番 乗 藤 俊 紀 議員

「陳情第2号のモーターボート競争の場外舟券売場の陳情であります。賛成の立場で討論をしたいと思っております。去る24日の総務文教委員会でも討論をいたしまして先ほど委員長から報告のありましたとおり6対1で賛成と決まりました。本日はその時と同じこととなりますけれども賛成の理由といたしまして、井原市の経済、あるいは地域の活性化につながることでありますし、また環境整備も整ってくる、それから行政側にも何がしかの、1%の財政収入が増えてくる。そのことによって環境整備、いろんな福祉、教育に対する支援もできるのではないかと思います。そしてこの施設ができることによって雇用対策にもなりますし、そう環境が悪くなるということは考えられません。と言いますのは、私は総務文教委員会の中で、熊本県の長洲町にありますボートピアを視察をいたしました。行政側の説明は特に環境には問題がないというふうなお答えでありましたし、そのボートピアの施設を2時間にわたりましてつぶさに見学、視察をしたところであります。非常に環境のいい中での運営でありましたし、会場にはごみ一つ落ちていないというようなきれいな環境であります。また、警備員による配置もしっかりできておりまして、青少年がその中に入れるような状況でもありませんし、暴力団が入るといようなこともないという説明も受けまして、現地で確認をいたしました。なるほどそういう状況かなという感じでありました。その他この県内、県外、各ボートピアではありませんが、馬券売場、競輪売場も視察をいたしたり、電話でお問い合わせをいたしましても役所側の答えは特に問題はないようでありますとのいうふうにお聞きをいたしております。そういった意味でこのことによって井原市の経済の活性化、そして出部地域の活性化はもちろん環境が悪くなるということではないと考えて賛成の討論をいたします。以上です。」

陳情第2号の不採択の討論、陳情第3号の採択の討論

20番 森 本 典 夫 議員

「それでは討論を行います。モーターボート競争の場外舟券売場設置に関するお願いという陳情第2号は不採択にという立場で、陳情第3号の競艇の場外発売場設置反対を求める陳情は採択すべきだという立場で討論いたします。特に陳情第2号は不採択という立場で、

次に数点の理由を述べたいと思います。施設設置予定箇所のごく狭い地域の3自治会に対し、設置することに対するアンケートの内容と数字的な全体の結果がいまだに詳細に明らかにされていない状況でありますし、そのアンケート結果に基づいて出部地区の連合自治会が狭い地域のアンケート結果をもとに出部全体の総意というような形で設置の要望を出されたこと自体問題だと考えるところであります。そのうえ設置を取り巻く周辺の交通渋滞などの環境や防犯面で悪くなってもよくなることはまず考えられないということであります。国内の原子力発電所、米軍基地や自衛隊基地などからなぜ関係自治体や地元にお金を渡すことになるのか、それはその地域にその施設が来ることによって迷惑をかけるということが根底にあるからであります。したがって、井原市でのボーピア設置についても同様だと考えます。皆さんに迷惑かけるけれどもこれくらいのお金を渡しますから設置を了解して下さいということだと思えます。24日の総務文教委員会での審議の中で設置賛成の議員から他自治体のボートピアを行政視察した感想としてほとんど問題はないという説明を受けたとのことでしたが、しかし、次に述べることはこれまでの総務文教委員会でまったく話し合われませんでしたけれども、大変重要だと考えますので24日の総務文教委員会でも述べましたが、もう一度強調したいと思います。それは市民生活に深くかかわるギャンブル依存症のことであります。この病気は多重債務などの多額の借金を肉親が肩代わりし、顕在化しにくいのが特徴であります。今回のボートピアについて、ある精神科医はギャンブル依存症になりうつ病などとの併発を指摘しております。また、ギャンブルをはじめとする多額の借金や経済的困窮、両親のいさかい、時には暴力のある家庭の中で力のない子供たちにとってどんなに辛く、耐えがたく、悲しく、希望が見えなくなることになるのかということが懸念される場所であります。この依存症がアルコール中毒と同様に当事者がなかなか認めない。また否認する病気であり、潜在的には相当な該当者がいることが推測できます。ボートピアの設置の可否の判断は市民生活を守る意味の重さが問われると言っても過言ではありません。今日問題なのは経済社会と国民生活を守るルールがなくなっていることであります。経済活動も規制緩和を理由にあらゆる分野で競争確保と自己責任を求める政策が進められ、その結果、ますます職場、地域での人間的な連帯感が薄れ社会的にも経済的にも力のない大人が希望を失い、経済的な貧困の進行、離婚などの家庭崩壊、うつ病などの精神疾患と自殺者の増大など市民の願いとは逆に人間らしく生きづらい姿が広がっています。我々は大人が働き、その対価として受け取るものを大切に、子供たちを育てる環境、社会をつくること。人間らしい文化的な生活を保障するまちづくりを求めています。こうした子供たちに公営ギャンブルの売り上げの一部を環境整備協力費として子育て支援や環境整備に充てること自体井原市として選択すべきではないと思

ます。そして今市民の深刻な暮らしの相談を受ける一人として教育と市民生活のうえで多重債務の拡大、依存症になる保護者、大人の被害者をつくらないということが重要ではないでしょうか。井原市に何がしかの環境整備協力費が出されるとしても、先ほど言いましたが多重債務者や生活困窮者になって、結果生活保護を受けるようなことにでもなれば、生活保護費を支給することで環境整備協力費は吹っ飛んでしまうことも考えられます。8日前の20日井原市の青少年の環境を守る会のメンバーが反対の運動を始めてから今月19日までの間に住民にお願いして集めた設置反対の署名529筆を添えて市議会議長と市長に設置を認めないよという要望書が出されました。先般の総務文教委員会の審議のときにも言いましたが、設置予定地域である出部の方が沢山署名されておられます。市全域で反対の意思を表明している方500名もいる訳であります。運動はまだまだ広がっているところでもあります。そんな中、事もあろうに井原市の青少年の環境を守る会の代表者でもある●●さんところには非通知表示で脅迫まがいの電話までかかってきているようであります。非通知なのでどこの誰かはわかりませんが、当然設置賛成の方でしょう。しかし、こういう卑劣な行為は絶対に許される事ではありません。さて、これまで場外舟券売場について審議してきましたが、議会が設置に賛同した結果、将来多重債務者、生活困窮者、ギャンブル依存症患者を生み、そのうえ環境が悪化した場合、議会として責任が取れるのかということ結論を出される議員各位に特に強く訴えたいと思います。したがって、陳情第2号は先ほど述べた理由で不採択すべきだと思います。そして同時に審議される陳情第3号はボートピア設置をしないよという設置反対の陳情ですので冒頭に言いましたが陳情第3号については当然ながら採択すべきだということ表明して討論を終わります。以上です。」